

自動車損害特約制度

自動車損害特約制度とは

当社は、お客様の万一の事故発生に備え、お客様の負担を軽減するために、独自に特約制度を確立し、事故による対人・対物賠償などに対応致します。レンタカーを御利用いただくあらゆるお客様の多様なニーズに対し、総合的なサポートを行っております。

対象車種

軽トラック、トイレカー（e-BIO・BELED）、1t平トラック、2t平トラック、2tダンプ、2t三転ダンプ、2tクレーン、4t平トラック、4tダンプ、4t三転ダンプ、4tクレーンの登録ナンバー付車両

自動車損害特約制度種類・内容

(消費税別途ご負担頂きます)

対人賠償 / 無制限	※1事故・1名限度額
運転中あやまって第三者を死傷させてしまった場合。	
対物賠償 / 1,000万円	※1事故限度額 ※ご負担金額 / 200,000円
運転中あやまって第三者の財産を破損させてしまった場合。	
人身傷害 / 3,000万円	※1事故・1名限度額
自分自身があやまって事故をおこし死傷した場合。	
無保険者傷害 / 2億円	※1事故・1名限度額
対人賠償保険に加入していない自動車との事故により死傷し十分な損害賠償を受けられないとき相手の損害賠償責任の不十分な場合。	

※同一人物の重複事故発生の場合は、2回目：400,000円 3回目：特約制度適用不可とする。

※ご負担金額とは、損害額のうち一部をお客様に実費でお支払い頂くご負担金です。お客様負担額は1事故ごとにご請求となります。

※上記賠償金額・内容の変更につきましては、ご相談ください。(変更の際に発生する差額は、ご負担頂きます)

対人賠償保険

対象者は「他人」と言う条件があります。事故の相手がお客様（賃借人）の従業員、運転者の身内（家族）及び当社の従業員の場合は保険の適用を受けられません。

対物賠償保険

対象物は「他人のモノ」と言う条件があります。保険の対象となるのは対人賠償保険と共通する内容ですが、あくまでも他人の所有、使用、管理する財物で、お客様（賃借人）及び運転者の身内（家族）の所有する財物は適用を受けられません。

●自動車損害特約制度に適用されない事項

- (1) 使用者の所属会社敷地内、現場内での作業による損害
- (2) 使用者及びそのご家族に対する損害
- (3) 使用者等の故意・重過失による損害
- (4) 請負作業の対象物に対する損害（対物）
- (5) 飲酒、無免許、無資格、麻薬の服用等の使用者の不正行為による事故の損害
- (6) 警察への届け出がない、または警察に受理されない盗難・事故
- (7) 事故現場から営業店への連絡を怠った場合
- (8) 度重なる破損等を、当社へ連絡なく放置して使用し続けた場合
- (9) 事故及びその他の損害を証明する書類がない場合（損害写真・見積書原本など）
- (10) 始業点検を怠った使用による損害
- (11) 作業時、積載方法の不備により生じた破損
- (12) 本来の使用方法を著しく逸脱した使用方法により生じた事故の損害（用途外使用）
- (13) 荷台に新たな装置等が取り付けられるなどの加工が施され積載重量・荷重バランスが損なわれ生じた事故による損害
- (14) 安全装置の解除・取り外して作業をしたり、高さ制限を超えた車載・転倒防止装置の不設置などにより発生した場合
- (15) 故障により生じた二次的損害
- (16) 期間を無断で延長して事故を起こしてしまった場合
- (17) 戦争、変乱、革命、その他これらに類似の事変、または暴動によって生じた損害
- (18) 地震、噴火、津波等の自然災害による損害
- (19) 潮風や海の波しぶき等の塩害による錆損害
- (20) 核燃料物質・放射能等により汚染が生じた損害
- (21) レンタル契約約款及びレンタカー貸渡約款の条項に違反して使用した場合
- (22) その他損害保険約款に該当する事故

事例

- (1) 例-1 敷地内で荷台に積み下ろしする際に生じた損害
- (1) 例-2 クレーンや荷台を上げたままの状態で接触した際に生じた損害
- (1) 例-3 状況判断の不備や設置方法の不備による横転
- (1) 例-4 駐車場の移動中におけるの損害
- (13) 例 積載処置の不備・積載規格以上による要因で荷崩が生じた損害
- (14) 例 機械性能（作業範囲・許容範囲等）の誤差・誤認により生じた損害

(注) 詳細はお問い合わせください。

※自動車損害特約制度は、当社が契約しております保険契約の範囲内でのみ取扱いがなされるものですので、ご注意ください。

※本保険制度は、当社のレンタル物件の破損及び盗難等の事故を対象にした保険制度ではありません。

※お客様がレンタル車両、レンタル機械・機器に関して、設置、保管及び使用によって第三者に人的あるいは物的な損害を与えた場合に、当社の保険制度による保険金の支払限度を超える部分については、お客様の責任と負担で賠償することとなります。

※当条件は都合上、予告なく変更する場合がございます。

